



# 島根県報

令和2年2月4日(火)

号外第6号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

# 告 示

## 島根県告示第50号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	玉湯吾妻山線	雲南市大東町川井1476番1地先から同1877番1地先まで	前	A	メートル 18.63～ 46.55	メートル 332.73	雲南県土整備事務所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	18.63～ 46.55	332.73	
				B	16.21～ 97.18	268.48	
〃	三次江津線	江津市江津町320番4地先から同165番2地先まで	前	A	4.03～ 14.99	32.75	浜田県土整備事務所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	4.03～ 10.95	34.51	
			後	A	4.03～ 4.27	32.75	
〃	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ1012番地先から同地先まで	前	A	3.50～ 6.90	155.50	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 災害復旧工事 仮設道設置
				後	A	3.50～ 6.90	
			B		5.00～ 10.00	155.50	

## 島根県告示第51号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	奥出雲高野線	仁多郡奥出雲町小馬木2658番3地先から同地先まで	メートル 12.00	令和2年 2月4日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
〃	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ1012番地先から同地先まで	155.50	令和2年 2月4日	浜田県土整備事務所	